

各位

会 社 名 株式会社トーホー

(コード番号 8142 東証プライム)

代表者 代表取締役社長 古賀 裕之 問合せ先 取締役 常務執行役員

コーポ。レート・コミュニケーション部担当

佐藤 敏明

(TEL 078-845-2523)

当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役、監査役及び国内非居住者を除く。)及び委任型執行役員(国内非居住者を除く。)(以下、併せて「取締役等」といいます。)を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を 2024 年 4 月 23 日開催予定の第 71 回定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

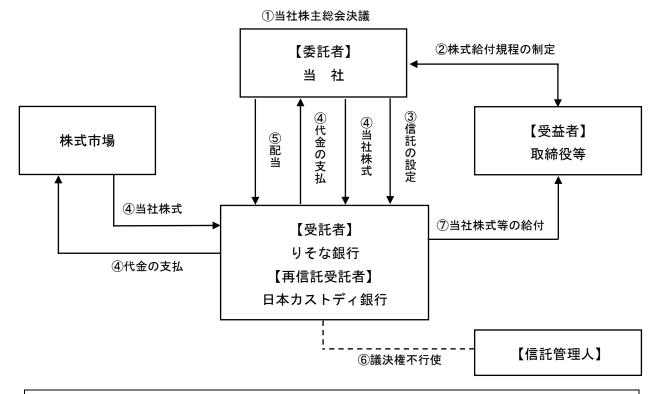
- (1) 当社は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が 株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有 することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、 本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本総会において、本制度導入に伴う報酬の額及び内容の決定に係る承認を得ることを条件とします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」といいます。)に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を、本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします(詳細については下記(8)のとおりとします。)。



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託(本信託)を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式の処分)または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度に 応じて、ポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たし た対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

(2) 本制度の対象者 取締役等とします。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、2025 年1月末日で終了する事業年度から 2027 年1月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度(取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間)ごとの期間(以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。)とします。

(4) 信託期間

2024年7月(予定)から本信託が終了するまでとします。(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。)

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり35百万円(うち、取締役分として28百万円)に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額(当初対象期間である3事業年度については105百万円(うち、取締役分として84百万円)。)を上限とする金員を拠出いたします(注)。

なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上述の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、 上述の金額を上限として追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(当該対象期間の前までの各対象期間(当初対象期間を含む)において取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付未了のものを除きます。)及び金銭(以下、併せて「残存株式等」といいます。)があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上述の金額の範囲内とします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、 信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 取締役等に付与する当社株式の算定方法及び上限

当社は、取締役等に対し、各対象期間中、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間に付与するポイント数の合計は、

1事業年度あたり 10,000 ポイント (うち、取締役分として 8,000 ポイント) に対象期間に 含まれる事業年度の数を乗じたポイント数 (当初対象期間である 3事業年度については 30,000 ポイント (うち、取締役分として 24,000 ポイント)。) を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述のポイントを上限とします。 なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当 社株式1株に換算されます(1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。)。

ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び(6)の取締役等に付与する株式(ポイント)の数の上限の範囲以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、30,000 株 (うち、取締役分として 24,000 株) を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述の株式 (ポイント) を上限として取得するものとします。

(8) 取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、取締役等が退任等し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役等が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち、上記(8)により取締役等に給付される前の当社株式) に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、本信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【本信託の概要】

① 名称 : 役員向け株式給付信託

② 委託者 : 当社

③ 受託者 :株式会社りそな銀行

株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括 信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託

者となります。

④ 受益者 : 取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者

⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

⑦ 本信託契約の締結日:2024年7月(予定)⑧ 金銭を信託する日:2024年7月(予定)

⑨ 信託の期間 : 2024年7月(予定)から本信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続

するものとします。)

以上